

地方航空局国有財産処分審査会の設置について

1 設置の趣旨

- 航空局所管国有財産の売払い及び貸付けに関する管理処分手続の適正性等を組織全体で判断するため、東京航空局及び大阪航空局に地方航空局長を長とする「国有財産処分審査会」を新たに設置し、個別の処分事案ごとの処理の適正性及び行政文書の作成・保存状況等の審査を目的とする。

2 構成メンバー

- 東京航空局・大阪航空局
局長、次長、総務部長、空港部長、担当課長

3 審査対象

- ・ 調査の進捗状況
- ・ 財務局との調整状況
- ・ 行政文書の作成・保存状況 等